

滋賀県公安委員会告示 第 93 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について  
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと  
おり告示する。

令和 7 年 7 月 24 日

滋賀県公安委員会委員長 高橋 啓子

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 8 月 7 日
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号  
滋賀県警察本部 聴聞会場